

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 3 月 会 議
議 案 説 明 資 料

八反田 稔 氏 略 歴

住 所 虻田郡洞爺湖町栄町 8 2 番地 6

氏 名 はっ たん だ
八 反 田 みのる
稔

生年月日 昭和 3 4 年 7 月 5 日 生 (6 3 才)

学 歴 昭和 57 年 3 月 北海道工業大学建築工学部卒業

公務員歴 昭和 57 年 4 月 虻田町役場奉職
平成 23 年 4 月 洞爺湖町建設課参事
平成 24 年 4 月 〃 経済部上下水道課長
平成 27 年 4 月 〃 経済部建設課長
平成 29 年 4 月 〃 経済部長
令和 2 年 3 月 〃 定年により退職

職 歴 令和 2 年 4 月～現在に至る 洞爺湖町商工会事務局長

洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 実施機関 情報公開条例第2条第2号及び特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する<u>実施機関並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。</u> （所掌事項） 第3条 審査会は、実施機関が諮問する次に掲げる事項について審査し答申するものとする。 (1) 情報公開条例第17条に規定する審査請求に関すること。 (2) <u>法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関すること。</u> (3) 特定個人情報保護条例第36条に規定する審査請求に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>法、情報公開条例</u>及び特定個人情報保護条例の規定により実施機関が諮問する事項に関すること。 2 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>個人情報保護条例 洞爺湖町個人情報保護条例（平成18年洞爺湖町条例第14号）をいう。</u> (3) 略 (4) 実施機関 情報公開条例第2条第2号、<u>個人情報保護条例第2条第3号及び特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。</u> （所掌事項） 第3条 審査会は、実施機関が諮問する次に掲げる事項について審査し答申するものとする。 (1) 情報公開条例第17条に規定する審査請求に関すること。 (2) <u>個人情報保護条例第33条に規定する審査請求に関すること。</u> (3) 特定個人情報保護条例第36条に規定する審査請求に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>情報公開条例、個人情報保護条例</u>及び特定個人情報保護条例の規定により実施機関が諮問する事項に関すること。 2 略

洞爺湖町手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	単位等	額	事務の種類	単位等	額
1～30 略			1～30 略		
<u>31 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第2項に規定する開示請求の複写の交付に係る手数料</u>			<u>31 前各項以外の公簿・公文書類の閲覧及び複写の交付に係る手数料</u>	略	略
<u>(1) 日本工業規格によるA版及びB版（モノクロ）の交付手数料</u>	<u>片面1枚につき</u>	<u>10円</u>	<u>32 前項の謄抄本の交付に係る手数料</u>	略	略
<u>(2) 日本工業規格によるA版及びB版（カラー）の交付手数料</u>	<u>片面1枚につき</u>	<u>20円</u>	<u>33 前各項以外の諸証明手数料</u>	略	略
<u>32 前各項以外の公簿・公文書類の閲覧及び複写の交付に係る手数料</u>	略	略	備考 略		
<u>33 前項の謄抄本の交付に係る手数料</u>	略	略			
<u>34 前各項以外の諸証明手数料</u>	略	略			
備考 略					

洞爺湖町特定個人情報保護条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。</u> (2)～(5) （適用除外等） <u>第39条</u> 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 実施機関 洞爺湖町個人情報保護条例(平成18年洞爺湖町条例第14号)第2条第3号に規定する実施機関をいう。</u> (2)～(5) （適用除外等） <u>第39条</u> <u>洞爺湖町個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。</u> <u>2</u> 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

洞爺湖町職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> 第2条 略 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事して</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条 略 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させる</u>

<u>いる職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>	ことができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>
--	---

3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 略 <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u> (1) <u>洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第36号)</u> <u>第11条第1項に規定する職</u> (2) <u>洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第17号)第10条第1項に規定する職</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u>	3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 5 略
--	---

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内

<u>（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>	
--	--

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 略

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日

附 則

略

<u>の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>	
---	--

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
(初任給、昇格、昇給の基準) 第7条 略 <u>10 地方公務員法第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> (通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略	(初任給、昇格、昇給の基準) 第7条 略 <u>10 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> <u>11 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める再任用職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> (通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス 略 (3) 略 3～6 略 （時間外勤務手当） 第18条 略 2～4 略 5 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 6 略 （期末手当） 第21条 略 2～5 略	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス 略 (3) 略 3～6 略 （時間外勤務手当） 第18条 略 2～4 略 5 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 6 略 （期末手当） 第21条 略 2～5 略
---	---

6 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 (勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 略 (特定の職員についての適用除外) 第25条 略 2 第12条、第13条、第14条及び第17条の規定は、<u>定年前提任用短時間職員</u>には適用しない。	6 <u>再任用職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 (勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 略 (特定の職員についての適用除外) 第25条 略。 2 第12条、第13条、第14条及び第17条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。
--	---

附 則 1 ～ 3 8 略 (特定日以後の職員の給料月額の特例) 3 9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が6 0歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4 1項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに受ける号給に応じた額に1 0 0分の7 0を乗じて得た額(当該額に、5 0円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0円以上1 0 0円未満の端数を生じたときはこれを1 0 0円に切り上げるものとする。)とする。 4 0 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。) (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員 4 1 法第2 8条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3 9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該	附 則 1 ～ 3 8 略
---	-----------------------------

職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（町長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第３９項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

４２ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

４３ 附則第３９項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
<u>定年前再 任用短時 間勤務職</u>	略							

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
<u>再任用職 員以外の 職員</u>	略							

員以外の 職員								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		1 8	2 1	2 5	2 7	2 8	3 1	3 5
		7, 7	5, 2	5, 2	4, 6	9, 7	5, 1	6, 8
		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

定年前再 任用職員		1 8	2 1	2 5	2 7	2 8	3 1	3 5
		7, 7	5, 2	5, 2	4, 6	9, 7	5, 1	6, 8
		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号並びに同法<u>第22条の4第1項</u>に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 略 （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外） 第16条の2 第4条、第4条の2及び第7条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号並びに同法<u>第28条の5第1項</u>に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 略 （<u>再任用職員</u>についての適用除外） 第16条の2 第4条、第4条の2及び第7条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間	（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間

を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(特別な形態による週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に

を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(特別な形態による週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に

掲げる日数とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)及び(3) 略 2 及び 3 略 （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第19条 臨時又は非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。	掲げる日数とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)及び(3) 略 2 及び 3 略 （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第19条 臨時又は非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。
---	---

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 洞爺湖町職員の定年等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u> (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) 略 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （育児短時間勤務職員等についての町職員給与条例の特例） 第17条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」とい	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 洞爺湖町職員の定年等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第21号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u> (3) 略 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) <u>洞爺湖町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> （育児短時間勤務職員等についての町職員給与条例の特例） 第17条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」とい

う。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第15条第2項	略	略
第2号	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
略	略	略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3

う。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第15条第2項	略	略
第2号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
略	略	略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3

洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第 6 条関係）

改 正 案	現 行
第 5 条 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 洞爺湖町職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 2 1 号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第 4 条の規定により引き続いて勤務させることとされている職員 (5) <u>定年条例第 9 条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6)</u> 略	第 5 条 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 洞爺湖町職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 2 1 号）第 4 条の規定により引き続いて勤務させることと<u>され、又は同条例第 5 条の規定により引き続き勤務した後退職した者を採用することとされている職員</u> <u>(5)</u> 略

洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 案	現 行
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第 8 条関係）

改 正 案	現 行
（減給の効果） 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料</u>（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下給料（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改 正 案	現 行
（日割計算） 第8条 第6条又は前条第1項の規定により給料を支給する場合（給料を月額で定める者に支給する場合に限る。）であって、月の途中で新たに会計年度任用職員になった者又は月の途中で退職した会計年度任用職員に給料を支給する場合の給料の額は、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受ける職員のうち法第22条の4第1項、第22条の5第1項の規定により採用された職員以外の者（以下「一般職員」という。）の例により計算する。	（日割計算） 第8条 第6条又は前条第1項の規定により給料を支給する場合（給料を月額で定める者に支給する場合に限る。）であって、月の途中で新たに会計年度任用職員になった者又は月の途中で退職した会計年度任用職員に給料を支給する場合の給料の額は、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受ける職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の者（以下「一般職員」という。）の例により計算する。

洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第 2（第 1 1 条関係） 1 キャンプ場を利用する場合 (1) キャンプ場に入場する場合				別表第 2（第 1 1 条関係） 1 キャンプ場を利用する場合 (1) キャンプ場に入場する場合			
施設維持費	大人	1 人 1 日につき	<u>6 0 0 円</u>	施設維持費	大人	1 人 1 日につき	<u>5 0 0 円</u>
		1 人 1 泊につき	<u>1, 2 0 0 円</u>			1 人 1 泊につき	<u>1, 0 0 0 円</u>
	小人	1 人 1 日につき	<u>3 0 0 円</u>		小人	1 人 1 日につき	<u>2 0 0 円</u>
		1 人 1 泊につき	<u>6 0 0 円</u>			1 人 1 泊につき	<u>5 0 0 円</u>
備考 略				備考 略			
2 ～ 4 略				2 ～ 4 略			